

角田市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月2日

角田市監査委員 喜多 正行
角田市監査委員 柄目 孝治

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

2. 監査の対象

小学校：（角田、横倉、枝野、藤尾、東根、桜、北郷、西根）
中学校：（角田、金津、北角田）

3. 監査の期間

平成26年5月16日（金）から平成26年5月28日（水）まで

4. 監査の範囲

平成25年度の配当予算の執行及び財務事務処理（収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等）並びに物品・施設の管理状況等

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」及び「物品・施設管理の適正性」に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取するほか、施設の管理状況については、実際に現場を確認する方法により実施した。

6. 監査の結果

「予算執行の適正性」「契約締結の公正性」「物品・施設管理の適正性」については、概ね適正に確保されていると認めた。

しかし、一部の学校において給食費の不適切な会計処理が見受けられたほか、学校徴収金に係る監査において規定と相違する不適切な事務処理が見受けられたので適切な措置を講じられるよう市長、教育長に要望した。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので記述を省略する。